

梶ヶ谷小学校PTA慶弔内規

1. 本会の弔慰に関しては、原則としてこの内規に依るものとする。
2. この内規は、役員会で立案審議し、運営委員会の同意を得て決定する。
3. この内規で定められた以外で必要と認められた場合は、役員会で協議、適切な処置をとり、事後において運営委員会に報告し了解を得るものとする。
4. 慶弔の対象範囲、金額などを次の通り定める。

対 象			金 額 ・ 備 考	
会 員	児 童 の 保 護 者 死 亡		5,000円及び花輪（生花）を供する*	
	教 職	死 亡	本 人	5,000円及び花輪（生花）を供する*
			配偶者	3,000円及び花輪（生花）を供する*
			実父母・子	3,000円及び花輪（生花）を供する*
児 童		死 亡	5,000円及び花輪（生花）を供する*	

*列席できない場合（遠隔地などにより）は、弔電を送ることとする。

付記：学校関係交際費は、3,000円以内とする。